

(C)兵庫県後期高齢者医療制度にご加入の方へ(高齢障害者医療費助成制度をご利用の方)

ご確認ください項目



●下記1から3の場合は、医療年金課への申請は不要ですので、いったん健康保険等の自己負担額を医療機関の窓口でお支払いください。後日、「高齢障害者医療費受給者証」に記載の一部負担金を控除した金額を指定された口座に自動的に振り込みます。(なお、後期高齢者医療制度から高額療養費等の支給がある場合はその額を控除して助成額を決定します。)

申請不要

1. 兵庫県外の医療機関で診療を受ける場合

2. 自立支援医療・指定難病等の他公費を利用する場合

自立支援医療や指定難病等の助成制度を優先して利用してください。

3. 療養費(治療用装具、はり、きゅう、あんま、マッサージ等)の場合

医療年金課への申請は不要ですが、治療用装具は高齢者医療保険課へ療養費の支給申請が必要です。

問い合わせ先：高齢者医療保険課 資格・給付チーム 0798-35-3192・3154



●下記の場合はご申請が必要です。(ご申請が不要な1から3の場合でも、6に該当する場合は、ご申請が必要です。)

4. 兵庫県内の医療機関で受給者証を提示しなかった場合

兵庫県内の医療機関でも窓口で受給者証を提示しなければ、ご申請が必要になります。医療機関発行の領収書(原本)等の必要な書類を添付してご申請ください。

5. 県内受診で3ヶ月連続で入院し、高齢障害者医療の一部負担金を支払った場合で、途中転院等により4ヶ月目以降も一部負担金を支払った場合

3ヶ月以上連続で入院された場合、4ヶ月目以降は負担なしとなりますが、途中転院等により4ヶ月目以降も一部負担金を支払った場合には、一部負担金をお返しします。医療機関発行の領収書(原本)を添付してご申請ください。

申請必要

6. 同一月に同一の医療機関で下記の(ア)もしくは(イ)に該当する場合

県外受診等で、受給者証を提示していない場合に、

(ア) 2日受診し、どちらかの日に医療機関窓口で支払った自己負担額が「高齢障害者医療費受給者証」に記載の一部負担金(400円もしくは600円)より低かった場合

(イ) 3日以上受診し、1日目2日目のいずれか、もしくは両日とも、医療機関窓口で支払った自己負担額が「高齢障害者医療費受給者証」に記載の一部負担金(400円もしくは600円)より低かった場合

※(ア)もしくは(イ)に該当する場合は、受診された月の1回目と2回目の負担額がわかる領収書(原本)を添付してご申請ください。

